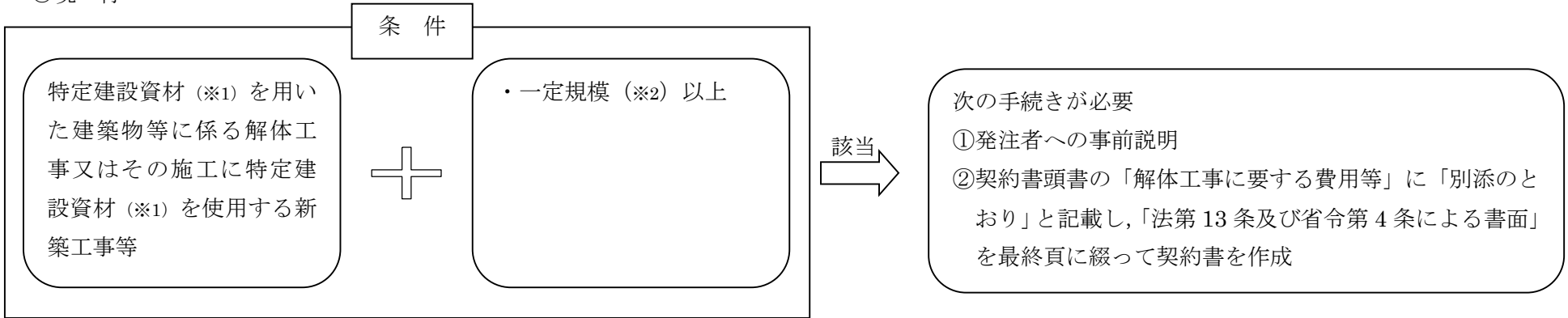


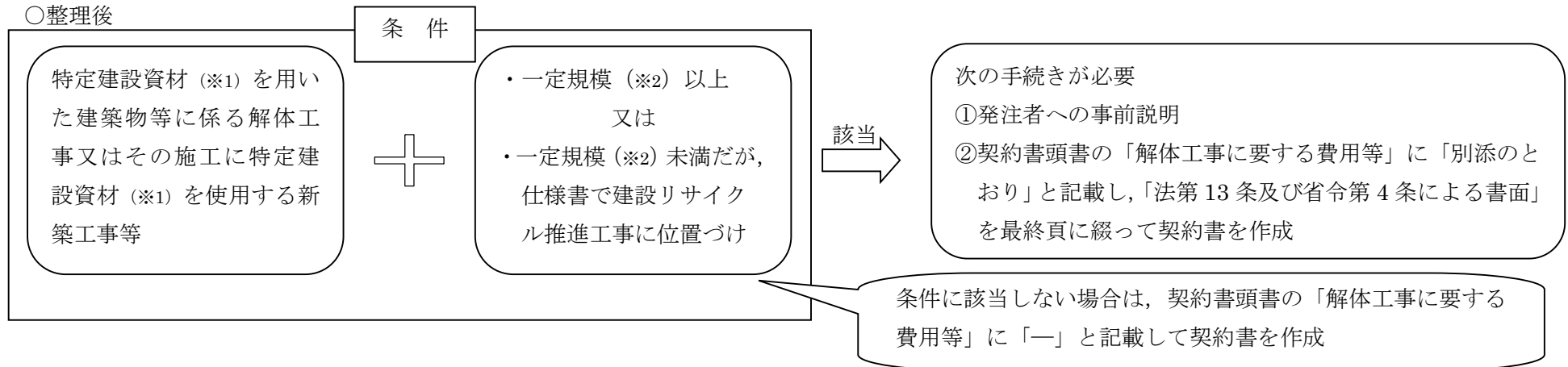
## 建設リサイクル推進工事契約締結事務手続きの整理について

### (1) 整理の内容（令和5年4月に契約締結する案件から適用）

#### ○現 行



#### ○整理後

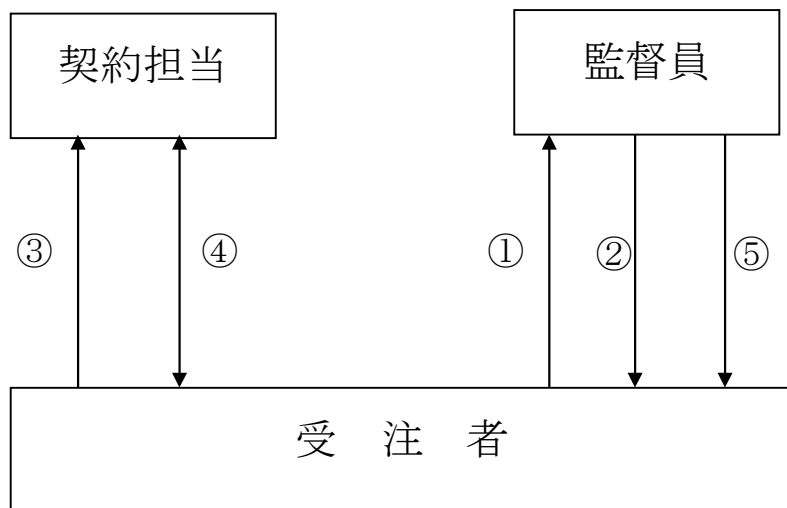


※1 コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート

※2 【建築物】→①解体：延床面積 80 m<sup>2</sup>、②新築・増築：延床面積 500 m<sup>2</sup>、③修繕・模様替（リフォーム等）：請負金額 1 億円

【その他の工作物に関する工事（土木工事等）】→請負金額 500 万円

(2) 契約締結事務手続きフロー図



- ① 落札後，受注者は「通知に係る事前説明事項」を作成し，監督員に提出する。
- ② 監督員は「通知に係る事前説明事項」の内容を確認し，問題がなければその旨を受注者に伝える。
- ③ 受注者は「法第 13 条及び省令第 4 条による書面」を最終頁に綴った契約書を作成して，契約担当（財政課で契約を行う案件は財政課，それ以外は各担当課）に提出する。  
※契約担当が財政課以外の場合，契約書を各担当課で作成するため，各担当課の指示に従ってください。
- ④ 契約締結する。
- ⑤ 監督員は建設リサイクル推進工事のステッカーを受注者に交付する。

(3) 契約書作成時の留意点

<契約書頭書>

工事請負契約書

収入  
印紙

1 工事名 ○○

2 工事場所 笠岡市 ○○ 地内

3 工事内容 別紙設計書のとおり

4 工期 着手 令和5年○月○日  
完成 令和5年○月○日

5 請負代金額 金 ○○○ 円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金

6 契約保証金額 金 ○○ 円

7 解体工事に要する費用等 別添のとおり

上記の工事について、笠岡市（以下「発注者」という。）と○○○○（以下「受注者」という。）

○建設リサイクル推進工事の場合  
→「別添のとおり」と記載すること。

○建設リサイクル推進工事でない場合  
→「—」と記載し、「別添のとおり」とは記載しないこと。

<法第13条及び省令第4条による書面>

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条  
特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第4条の規程  
(建築物に係る解体工事の場合)

1. 分別解体等の方法

工 程	作 業 内 容	分 別 解 体 等 の 方 法
①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業 供用の場
②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業 供用の場
③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業
④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業
⑤その他 ( )	その他の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業

※届出書の写しを添付することでもよい

2. 解体工事に要する費用 ¥2,000,000 (税込)  
(受注者の見積金額：直接工事費)

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート塊	○○	○○
建設発生木材	○○	○○

※ 受注者が選択した施設を記載（品目ごとに複数記入可）  
※ この欄に書ききれない場合は、別紙に必要事項（特定建設資材廃棄物の種類、施設の名称及び所在地）を記載し、この書面とともに契約書に添付してください。

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 ¥300,000 円 (税抜)  
(受注者の見積金額：直接工事費)

「法第13条及び省令第4条による書面」は契約書の最終頁に綴ること。

なお、

- ①建築物に係る解体工事
- ②建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）
- ③建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

の3種類の様式があるため、該当のものを使用すること。